

# 令和7年度 鎌ヶ谷市立南部小学校いじめ防止基本方針

いじめは、児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童（生徒）に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。 （いじめ防止対策推進法第1条等より）

## 1 いじめ防止等に対する基本姿勢

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している等 該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめ防止等のための対策に関する基本理念

- ① いじめを許さない学校をつくる
- ② 安心して過ごせる学校をつくる
- ③ いじめを早期発見し、様々な機関と連携して解決に取り組む。

### (3) 学校及び学校の教職員の責務

- ① 保護者等、関係者と連携し、早期発見に取り組む。
- ② 組織で対応する。

### (4) 児童の責務

- ① いじめを行わない。
- ② いじめはやってはいけないものであることを理解する。

## 2 「学校におけるいじめ防止等に向けた対策のための組織」について

本校では、いじめの未然防止、早期発見および対処に務める組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。「いじめ防止対策委員会」は日常的にいじめの防止・早期発見・対処に努め、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。また、重大な事案が起こった場合には、この組織が中心となって対応にあたる。

## 3 いじめの未然防止

いじめの未然防止 いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

- (1) 安心・安全な学校経営
- (2) 分かる授業の展開
- (3) コミュニケーション能力の育成

## 4 いじめの早期発見

どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

- (1) アンケート調査を実施する。(年2回【7月・11月に実施】)
- (2) 普段の生活の中で児童の話をよく聞き、丁寧に様子を観るように努める。
- (3) 保護者との連携に努める。※教育相談の実施
- (4) 数職員間における情報の共有に努める。※いじめに関する研修会の実施

## 5 いじめの相談・通報について

いじめの相談・通報について いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては十分に配慮し、迅速かつ適切に対応する。

- (1) 学校のいじめ・相談窓口の周知
- (2) 学校以外はいじめ相談・通報窓口の周知 ※相談窓口を学校だよりに掲載

鎌ヶ谷市青少年センター	047-445-4307
鎌ヶ谷市適応指導教室(ふれあい談話室)	047-445-4952
鎌ヶ谷市教育委員会学校教育課指導室	047-445-1141
鎌ヶ谷市青少年インターネット目安箱 <a href="https://www.city.kamagaya.chiba.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=syonen">https://www.city.kamagaya.chiba.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=syonen</a>	
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310(なやみ言おう)
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番 ※法務局	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497
市川児童相談所	047-370-1077

### (3) 相談・通報の流れ

個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、組織としての対応を必ず第一とする。生徒指導の「さしすせそ」を職員間で留意する。

※「さ」最悪を想定し、「し」慎重に、「す」すばやく、「せ」誠意を持ち、「そ」組織で対応

対応の流れ(※この限りではなく、柔軟に対応する)

- ① いじめを受けた児童といじめを知らせてくれた児童の加害児童からの安全確保
- ② 事実確認(原則として、いじめられた児童→周囲にいた児童→いじめた児童の順に行う)
- ③ いじめ対策委員会の緊急会議(方針の明確化)
- ④ 適切な指導
- ⑤ 保護者への連絡と協力要請
- ⑥ 関係機関、専門機関との連携
- ⑦ 教育委員会への報告